



報道関係各位

平成28年5月13日  
独立行政法人日本スポーツ振興センター  
スポーツ振興事業部

## スポーツ振興基金助成金(アスリート助成)の返還について

このたび、標記助成金を受給していたバドミントン選手が、いわゆる違法カジノ店にて賭博行為を行っていた事案を受けて、当該行為が、スポーツ振興基金助成金交付要綱第16条第1項第4号の「助成活動等に関して、不正、怠惰その他不適当な行為をした場合」に該当するものとして、平成28年5月13日付けで、下記のとおり、該当選手に係る標記助成金の交付決定を取り消すとともに、助成金の返還を命ずる通知を送付しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 助成決定者

田児賢一 選手  
桃田賢斗 選手

#### 2 対象となる助成金及び返還すべき助成金額

田児賢一 選手	平成26年度スポーツ振興基金(アスリート助成)	240万円
桃田賢斗 選手	平成26・27年度スポーツ振興基金(アスリート助成)	150万円 (H26:60万円、H27:90万円)

※ 上記に加え、スポーツ振興基金助成金交付要綱第18条第1項に定める加算金を納付

#### 3 返還期限

平成28年6月1日(水)

#### 4 その他

該当選手を助成対象者から除外(平成29年度から平成33年度の5か年度)

#### 【スポーツ振興基金助成金交付要綱第18条第1項】

助成決定者は、第16条第1項第1号から第6号の理由により交付の決定を取り消され、前条第1項の規定による助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならぬ。